

所有者不明の遊休農地の活用

(青森県五戸町農業委員会)

担い手への
農地利用の
集積・集約化

遊休農地の
発生防止・
解消

新規参入の
促進

その他(農業
委員会の体
制強化等)

【農業委員会の体制】(平成29年7月20日移行)

- 新体制:農業委員19人、農地利用最適化推進委員16人
- 旧体制:農業委員23人



遊休農地の概要

- 登記簿上の所有者は既に死亡しており、その相続人である4名の子はいずれも相続放棄等している。
- 雑木や雑草が生い茂っている状態ではあるが、1筆で約50aのまとまった面積があり、耕作条件は良好。

1 地区の特徴・状況、課題

- 総面積177.67㎡を有し、気候は北東北に位置しながらも、年間を通して寒暖の差が比較的小さく、積雪が少ない、穏やかな気候に恵まれている。
- 総農家数 1,579戸
- 耕地面積 4,440ha(田1,970ha、畑2,470ha) 遊休農地面積 31.5ha
- 長期間耕作されていない所有者不明の遊休農地が存在していたことから、農地法に基づく措置を活用して、解消を図ることとした。

2 課題解決に向けた活動(農地利用の最適化の推進の取組と工夫)

- 農地所有者は、平成22年に死亡しており、集落では、子供達が相続放棄したという噂が流れていたが、同じ集落の担い手から、その農地を借り受けたいと農業委員会事務局に相談があった。
- 平成27年2月に所有者不明の調査を着手し、除籍謄本・改製原戸籍により所有者の生存及び相続人を確認。また、税務課より当該農地の固定資産税納付通知書送付先を確認。
- 近隣に住所を置いている子供達に文書を送付し、相続放棄等をしている旨を確認。裁判所へ照会し、被相続人等目録により相続放棄を確認。
- 農地法第32条に基づく、所有者を確知できない旨を公示し、農地法に基づき手続きを行った。
- 平成29年5月に担い手へ貸し付けされ、農地を再生し、葉たばこを作付けしている。貸し付けまで、調査着手から2年3ヶ月を要した。